



国土動第 45 号  
平成 30 年 7 月 17 日

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産課長



住宅宿泊事業の届出に係る協力について（周知）

民泊サービスの適正な運営を確保しつつ、健全な民泊の普及を図ることを目的とした住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）が、本年 6 月 15 日に施行されたところであるが、このたび、別添 1 のとおり、住宅宿泊事業の届出に係る受付事務の迅速な処理等について、関係省庁の担当部局長等から関係する自治体の長あてに通知を発出したところである。

これを受けて、住宅宿泊事業の届出予定者には個人事業者等も多く含まれることに鑑み、今後の住宅宿泊事業の届出の促進のため、別添 2 のとおり、住宅宿泊管理業者に要請している。

については、不動産業関連団体においても、その旨、貴会傘下企業に対しての周知をお願いしたい。

別添 1

消防予第 463 号  
生食発 0713 第 1 号  
国住指第 1356 号  
国住街第 118 号  
観産第 323 号  
平成 30 年 7 月 13 日

各都道府県知事  
各保健所設置市の長  
各特別区の長

殿

総務省消防庁次長

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官

国土交通省住宅局長

国土交通省観光庁次長

#### 住宅宿泊事業の届出に係る受付事務の迅速な処理等について

民泊サービスの適正な運営を確保しつつ、健全な民泊の普及を図ることを目的とした住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）が、本年 6 月 15 日に施行されたところです。

関係自治体におかれては、同法の施行にあたり、限られた準備期間の中で、多大なる御理解と御協力をいただきましたことに深く感謝申し上げます。

さて、本年 3 月 15 日から受付が開始された住宅宿泊事業の届出状況については、政府の規制改革推進会議において、届出に係る手続きの煩雑さが、届出が伸び悩んでいる一因になっているとの指摘があり、6 月 15 日に閣議決定された規制改革実施計画において、システムを利用したオンラインでの届出を基本とするとともに添付書類の削減に取り組むよう都道府県等に要請すること等が盛り込まれたところです。

については、政府においても、住宅宿泊事業法の趣旨や制度について一層分かりやすい説明に努めるなど、その周知を図っていくこととしていますが、関係自治体におかれても、住宅宿泊事業の届出に係る受付事務の運用について、下記の事項を中心に必要な見直しを行い、一層迅速な処理等が図られるよう御協力をお願いいたします。

## 記

1. 住宅宿泊事業の届出にあたっては、ガイドラインにおいて、「民泊制度運営システムを利用して行うことを原則とする」（ガイドライン2-1. (1)①参照）とされているところ、書面での提出を求め、システムを利用した届出を実質的に認めていないなどの自治体もあることから、各自治体における届出手続きに関する手引き等においても、民泊制度運営システムを通じた届出が可能であることを明記すること等により、同システムの利用促進に努めること。
2. 届出前の事前相談や事前協議を届出者の利便性向上や自治体の円滑な事務処理のため実施することも考えられるが、それにより届出者が届出を躊躇したり、かえって届出者の手続きの負担の増加となることのないよう留意すること。
3. 2.のほか、各自治体において、届出手続きのためのガイドラインや手引が作成されている場合には、法令上の義務づけ事項と推奨事項の混同等、誤解が生じないように正確で分かりやすい説明に努めること。
4. 届出の際の添付書類について、各自治体によって法令で定めている書類に追加して提出を求めている場合があるが、行政部局間の情報共有等により確認可能と思われる事項を中心に、届出者の負担軽減の観点から、添付書類の簡素化や削減を行うことが出来ないか検討を行うこと。
5. 消防法令適合通知書の提出については、法令で定められた必須事項ではないが、ガイドラインにおいて、届出住宅が消防法令に適合していることを担保する等の目的から、住宅宿泊事業の届出時にあわせて提出するよう求めている（ガイドライン2-1. (3)②参照）。  
しかしながら、届出受付時に同通知書の提出が間に合わなかった場合であっても、届出を受け付けた上でその他の事項についての確認作業を進めつつ、届出の受理までに同通知書が提出され消防法令への適合が確保されるのであれば、差し支えない。  
なお、この場合においては、住宅宿泊事業所管部局において、消防法令への適合確認手続きをすみやかに進めることを届出者に求めるとともに、消防部局との情報共有を適切に行うこととされたい。  
また、地域の実情に応じ、消防法令適合通知書を交付する以外の方法によることとしている場合にあっては、従前通り運用していただいで差し支えないこと。

国土動第 45 号  
平成 30 年 7 月 17 日

〔 各地方整備局長  
北海道開発局長  
沖縄総合事務局長 〕 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産課長

### 住宅宿泊事業の届出に係る協力について

民泊サービスの適正な運営を確保しつつ、健全な民泊の普及を図ることを目的とした住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）が、本年 6 月 15 日に施行されたところであるが、このたび、別添のとおり、住宅宿泊事業の届出に係る受付事務の迅速な処理等について、関係省庁の担当部局長等から関係する自治体の長あてに通知を発送したところである。

については、住宅宿泊事業の届出予定者には個人事業者等も多く含まれることに鑑み、今後の住宅宿泊事業の届出の促進のため、各機関においても、下記のことについて住宅宿泊管理業者に対する要請をお願いしたい。

### 記

住宅宿泊管理業者は、家主が住宅宿泊事業の届出に必要な書類や、住宅の所在する自治体の条例などについても理解を深め、家主から、届出をして住宅宿泊事業を実施することについて相談を受けた場合には、届出に関し必要な情報提供を行い、住宅宿泊事業の健全な普及についてご協力ください。

なお、住宅宿泊管理業者は、適切な業務実施を確保するため、管理を受託した住宅に係る届出内容を適切に把握しておくことが必要であり、ご留意ください。

また、情報提供に当たっては、観光庁の民泊制度ポータルサイトや、自治体ホームページの該当箇所の紹介など、正確な情報に基づく案内を行ってください。

(参考)

民泊制度ポータルサイト：<http://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/>